

「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。(上天草市指定：4391200088)

当施設は、ご契約者に対してユニット型指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

※ 当施設の入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でも入居は可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人姫戸福祉会
- (2) 法人所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 45、
106
- (3) 電話番号 0969-58-3611
- (4) 代表者氏名 理事長 竹中 研治
- (5) 設立年月日 平成4年9月29日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
平成26年4月1日上天草市指定：4391200088
- (2) 施設の目的 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、ご契約者が相互に社会的関係を築きながら自律した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係する市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供者等と密接な連携を図

り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

なお、施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム翔洋苑ユニット棟
- (4) 施設の所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 45、
106
- (5) 電話番号 0969-58-3611
- (6) 施設長（管理者）氏名 山下 勝一
- (7) 当施設の経営方針

1. 高品質サービスの提供

- ・ 利用者様の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としてサービスを提供する
- ・ ISO - 9001 : 2008 システムの有効性を維持し、サービスの質を高める
- ・ グループケア・ユニットケアの質を高め、個別ケアの提供を進める
- ・ 科学的根拠（エビデンス）に基づく専門的ケアを提供する
- ・ 医療・福祉・看護等の連携強化による重度利用者受け入れ体制の強化を図る
- ・ 喜び、楽しみ、笑顔溢れる日常生活を提供する
- ・ アメニティーの充実を図る

2. 経営基盤の安定・強化

- ・ 介護報酬の適正受給、及び各種補助金等の有効活用による収入の確保に努める
- ・ 各種加算の確実な取得と計画的な取得に努める
- ・ 入所率、利用率の低下防止策の検討を図る
- ・ 既決原価、未決原価の適正化と月次予算、月次決算に基づく適正な執行管理に努める
- ・ 個人別実行計画書における効率化の共有により、ムダ・ムラの削減を図る
- ・ 新規事業への取組み、新規利用者の開拓

3.地域高齢者福祉拠点としての機能強化

- ・ 地域との連携強化を図る
- ・ 家族との連携強化を図る
- ・ 上天草市、上天草市社会福祉協議会等との連携を図る

4.魅力ある職場づくり

- ・ 人材育成型の人事制度による教育システムの構築を図る
- ・ 人事考課制度による適正評価、及び適正配置を推進する
- ・ やりがいや働きがいのある職場として、職場環境、労働環境の整備を図る
- ・ 労務管理の適正化により、時間外労働、休日労働等の削減を図るため、各種会議等の定期開催、勤務調整等を行う
- ・ 接遇改善活動の推進

5.法令遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ 関係法規等（社会福祉法、介護保険法、指定基準等）に関する外部研修への積極的参加を進める
- ・ 研修会参加者の復命書による報告の徹底、及び事業所内報告会の開催による周知の徹底を図る
- ・ 事業所内の内規（マニュアル等）に規定する研修会、会議等の適正化を図る

6.中長期計画の策定、計画に基づく事業の推進

- ・ 中長期計画の策定

(8) 開設年月日 平成 26 年 4 月 1 日

(9) 入居定員 20 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。居室はいずれかのユニットに属した全室個室で、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット個室	20 室	居室ごとに洗面所、便所を整備
共同生活室	2 室	

浴室	3室	機械浴・一般浴
医務室	1室	従来型と共用

上記は、上天草市が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更につきましては、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項
なし

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	0.2	1名
2. 介護職員	10	7名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	1	1名
5. 機能訓練指導員	0.4	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師		必要数
8. 管理栄養士	0.4	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
-----	---------

1. 医 師	毎週火・金曜日 14：30～15：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7：00～9：15 2名 日中 9：15～20：00 2名 夜間 20：00～7：00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 9：15～18：45 1名
4. 機能訓練指導員	8：00～17：30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

① 入 浴

- ・ 入浴は、ご契約者の意向に応じ、最低週2回行います。
- ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排 泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用できるような支援を行います。

③ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活および適切な整容が行われるよう援助します。

【サービス利用料金（1日あたり）】（契約書第6条参照）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金（基本料金）	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,590 円	7,290 円	8,020 円	8,720 円	9,410 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,931 円	6,561 円	7,218 円	7,848 円	8,469 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	659 円	729 円	802 円	872 円	941 円

☆ 上記のサービス料金（基本料金）以外に下記の加算等があります。対象となったサービスについては、基本料金に加算が算定されます。

個別機能訓練加算	12 円／日	療養食加算	23 円／日
外泊加算	246 円／日	初期加算	30 円／日
退所前訪問相談援助加算	460 円／回	栄養マネジメント加算	14 円／日
退所後訪問相談援助加算	460 円／回	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	12 円／日
退所時相談援助加算	400 円／回	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 円／日
退所前連携加算	500 円／回	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円／日
※）看取り介護加算	下記単位数	看護体制加算（Ⅰ）イ	12 円／日
経口維持加算（Ⅱ）	5 円／日	看護体制加算（Ⅱ）イ	23 円／日
若年性認知症入所者受入加算	120 円／日	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円／日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円／日	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本サービス費に加算を加えた1月あたりの総額の1000分の25に相当する額

日常生活継続支援加算	23 円／日	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）により算定した額の 100 分の 90 に相当する額
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46 円／日	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）により算定した額の 100 分の 80 に相当する額
経口移行加算	28 円／日	口腔機能維持管理体制加算	30 円／月
在宅復帰支援機能加算	10 円／日	口腔機能維持管理加算	110 円／月
在宅・入所相互利用加算	30 円／日	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日

※) 看取り介護加算・・・死亡日以前 4 日以上 30 日以下 80 円／日
 死亡日の前日及び前々日 680 円／日
 死亡日当日 1,280 円／日

ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 4 条、第 6 条参照)
 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用料金：1,380 円／日

※ ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

【サービスの概要】

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため、離床して共同生活室で食事を取っていただくことを原則としていますが、居室での食事を望まれるご契約

者には居室で食事を提供いたします。

(食事時間)

朝食 7時30分 ～ 9時30分
昼食 12時00分 ～ 14時00分
夕食 17時30分 ～ 19時30分

② 居住に要する費用

利用料金：1,970円/日

※ ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

③ 予防接種に係る費用

ご契約者のご希望に基づいて実施します。

利用料金：要した費用の実費

※ なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

④ 契約書第21条に定める所定料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要 介護度料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	6,590円	7,290円	8,020円	8,720円	9,410円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。また、介護保険制度の定着により、自己負担いただくことが妥当と認められる場合は、その費用を自己負担額に追加することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

- ・肥後銀行松島支店 普通預金 1 1 3 1 7 1 0
社会福祉法人 特別養護老人ホーム翔洋苑 施設長 山下 勝一
- ・あまくさ農協姫戸支所 普通預金 3 0 4 7 8 0 6
社会福祉法人姫戸福祉会 特別養護老人ホーム翔洋苑
施設長 山下 勝一

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

- ・あまくさ農協
- ・天草信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	姫戸医院	上天草総合病院
所在地	上天草市姫戸町姫浦 2543-11	上天草市龍ヶ岳町高戸
診療科	内科・外科・循環器科	内科・外科・歯科等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	上天草総合病院
所在地	上天草市龍ヶ岳町高戸

6. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスをご利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第15条参照)

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された

場合

- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
 - ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
 - ⑥ 事業者からの退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）
- (1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）
- 契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。
- ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。
- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
 - ③ ご契約者が入院された場合
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定地域密着型介護祉施設サービスを実施しない場合
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが6ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも拘わらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヵ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院した場合の対応について（契約第20条参照）*
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ① 検査入院等6日間以内の短期入院の場合
6日間以内で入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院期間中であっても6日間は、所定の利用料金をご負担いただきます。（外泊加算と居住費）
- ② 7日間以上3ヵ月以内の入院の場合
7日間以上入院された場合には、契約者の申し出により契約を解除することができます。なお、入院期間中であっても利用者負担段階が4の方については、入院期間中の居住費について、所定の利用料金をご負担いただきます。

(3) 円満な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者

はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他、保健、医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 22 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。又、引渡しに係る費用については、ご契約者又は「残置物引取人」にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 秘密保持等について（契約書第 9 条参照）

- (1) 当施設の従業者、及び従業者であった者は、サービスを提供する上で知り得たご契約者又はご家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。
- (2) 当施設は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、ご契約者の個人情報を提供しません。
ただし、ご契約者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

9. 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに事故処理マニュアルにより必要な措置を行います。また、転倒・骨折等による入院等重傷事故については、保険者へも報告します。
- (2) 当施設は、発生した事故について「不適合サービス報告書」により、事故の状況及びその処置を記録するとともに、その原因を解明し、再発防

止策を講じます。

- (3) 当施設は、ご契約者に対するサービスの提供により発生した事故等により、ご契約者の生命・身体・財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

10. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口
生活相談員（介護支援専門員） 松下 留美子

- 苦情責任者
施設長（管理者） 山下 勝一

- 受付時間

毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

又、苦情受付ボックス（ご意見箱）を1階トイレ・玄関に設置しています。

- 第三者委員

- ・ 堀江 功（上天草市姫戸町二間戸 3862-2） TEL 0969-58-3078
- ・ 木下 和子（上天草市姫戸町姫浦 2528-2） TEL 0969-58-2257

(2) 行政機関その他苦情受付機関

上天草市役所高齢者ふれあい課	上天草市松島町合津 3538-3 電話番号 0969-56-1111 0969-28-3360（課直通） 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	熊本市健軍2丁目4番10号 熊本県町村自治会館3階 電話番号 096-214-1101 受付時間 8：30～17：00
熊本県社会福祉協議会	熊本市南千反畑町3番7号

	熊本県総合福祉センター内 電話番号 096-324-5454 受付時間 8:30~17:00
--	--

平成 年 月 日

指定地域密着型介護福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム翔洋苑ユニット棟

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者（ご家族） 住所 熊本県

氏名

印